



発行 東京都

目次

告示

- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………(環境局自然環境部計画課)……………一
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………一
- 優良映画等の推奨……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………四
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………四
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局市街地整備部区画整理課・多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………五

告示

●東京都告示第千三百五号
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十

八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和二年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社W S a T
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
墨田区江東橋三丁目三番七号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 松田 宗法
- 四 その他
一の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。

●東京都告示第千三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和二年十月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和二年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一(一) 路線名 芝新宿王子
- 一(二) 変更の区間 豊島区南池袋四丁目二百四十二番三地从先から同区東池袋五丁目二百五十番三地从先まで

- (三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二(一) 路線名 音羽池袋
- 二(二) 変更の区間 豊島区南池袋二丁目二百三十五番七地从先から同区東池袋五丁目二百五十番三地从先まで
- (三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別図

都道芝新宿王子線 区域変更略図
都道音羽池袋線

豊島区南池袋四丁目～東池袋五丁目

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

(1) ① 都道芝新宿王子線

延長 ○・九五メートル

面積 ○・一九平方メートル

(2) 都道音羽池袋線

延長 二〇・四九メートル

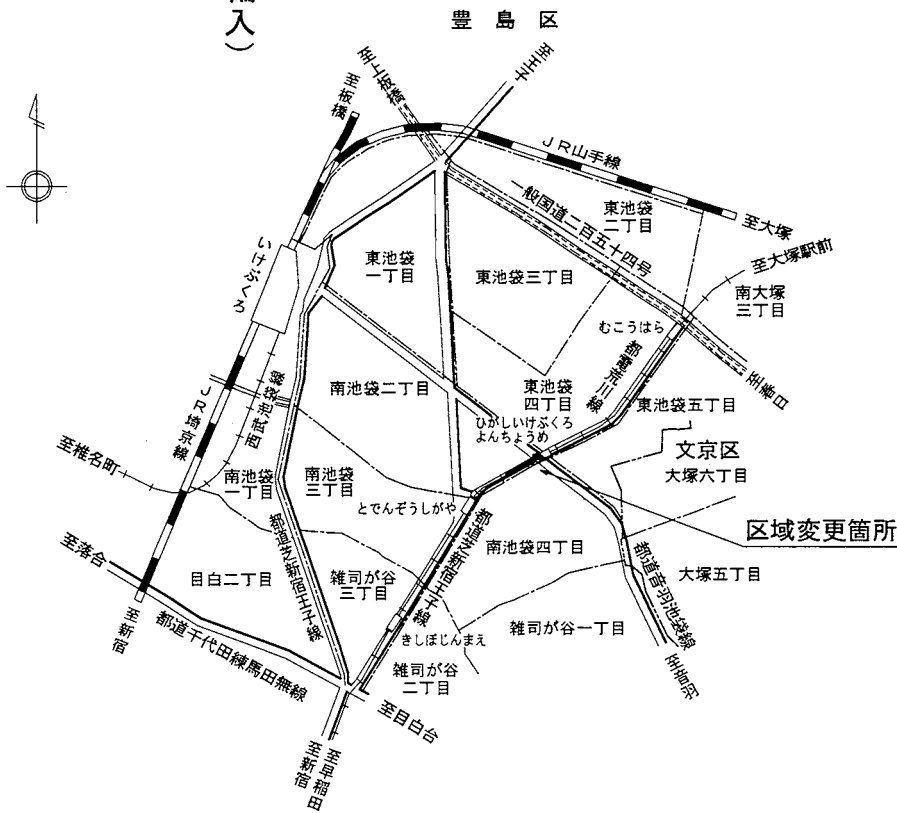
面積 二一八・五〇平方メートル

重用編入区域

(1) ② 都道芝新宿王子線 (都道音羽池袋線との重用編入)

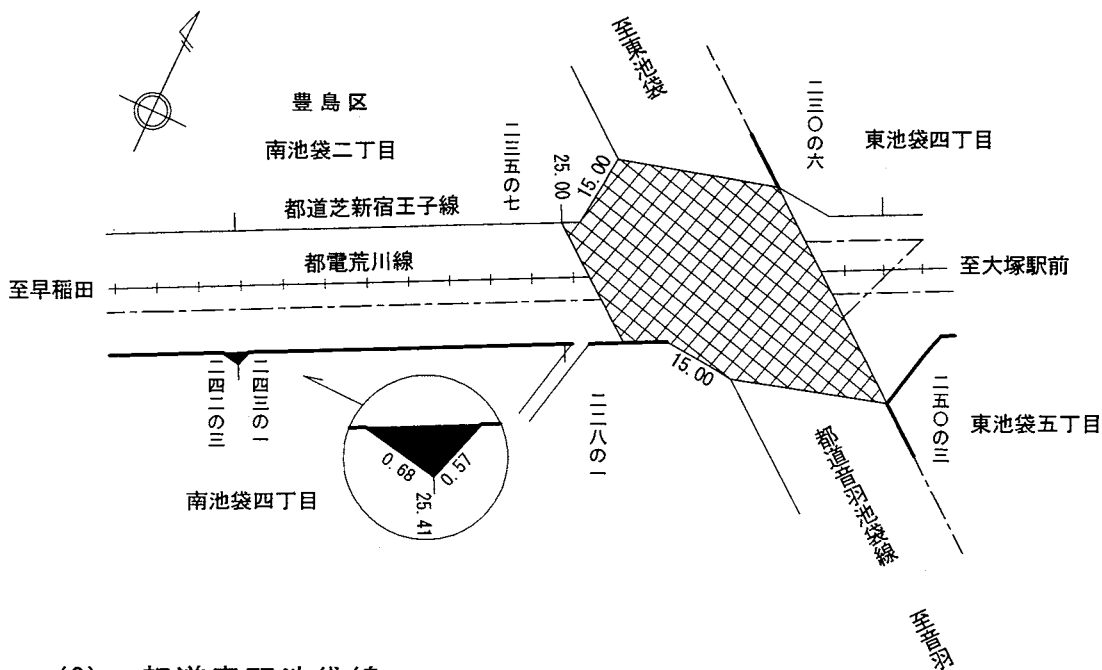
延長 六五・三二メートル

面積 一、八九一・一一平方メートル

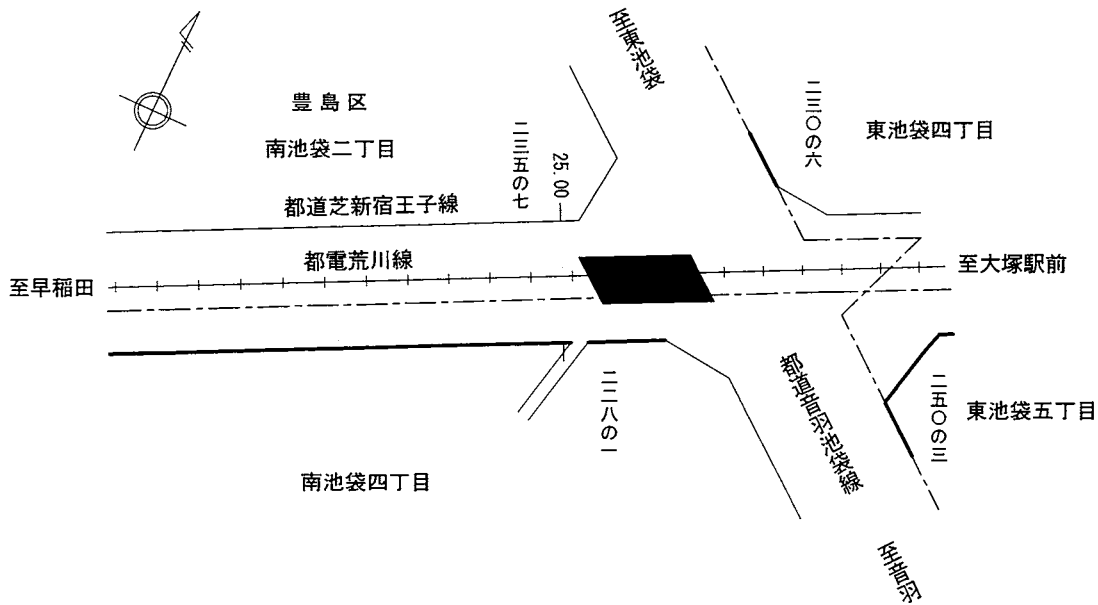


区域変更箇所

(1) 都道芝新宿王子線



(2) 都道音羽池袋線



公 告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十一号）第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のおり推奨する。

令和二年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由
四七二 映画 家なき子 J E R I C 青少年を健全に育成する上で有益であると認める。
希望の歌声 O

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人東京都日本中国友好協会
- 二 代表者の氏名 宇都宮 徳一郎
- 三 主たる事務所の所在地

東京都文京区本郷三丁目四番五号 ハイムお茶の水七階七〇二号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

令和二年四月二十七日

一 名称

特定非営利活動法人グローバル・スポーツ・アライアンス

二 代表者の氏名

三浦 雄一郎

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区南平台町四番八号 二〇七

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する解散をしたため

五 失効年月日

令和二年六月二十四日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

大島町元町字大金砂五百四十四番二の一部、同番三、同番四、同番九、同字丸塚五百四十七番一、同番二、同番三から同番六までの各一部、同番七から同番十まで、五百四十八番一の一部、同番四、同番五、同番六の一部、同番七、同番八並びに同番九、同番十及び五百五十一番一の各一部 大島町元町一丁目一番十四号 大島町長 三辻 利弘

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名

昭島市もくせいの杜二丁目五番三の一部及び同番四（第一工区） 愛知県名古屋市中区泉一丁目二十三番二十二号 トヨタホーム株式会社 代表取締役 後藤 裕司

立川市一番町二丁目三十八番六十二から同番六十五まで 練馬区石神井町二丁目二十六番十一号 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 L A B I新宿西口館

二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目十八番八号

三 設置者名 株式会社ヤマダ電機

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 令和二年十月五日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年十月二十日から同年十一月二十
日まで。ただし、東京都の休日に関する
条例(平成元年東京都条例第十号)に定
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に

供する。

令和二年十月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)フォレストモール八王子大
和田A棟

イ 店舗所在地 八王子市大和田町五丁目二百二十八
番十ほか

ウ 設置者名 合同会社フォレストプロパティ

(二)ア 店舗名 (仮称)フォレストモール八王子大
和田B棟

イ 店舗所在地 八王子市大和田町五丁目二百二十八
番十ほか

ウ 設置者名 合同会社フォレストプロパティ

(三)ア 店舗名 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンタ
1

イ 店舗所在地 多摩市関戸一丁目十番地一ほか

ウ 設置者名 京王電鉄株式会社

(四)ア 店舗名 (仮称)有明北3-1地区計画 大
規模商業施設

イ 店舗所在地 江東区有明二丁目一番二百三ほか

ウ 設置者名 住友不動産株式会社

二 東京都の意見の概要

一(一)から(四)までの店舗に係る届出に
ついては、区市の意見に配慮すると
ともに大規模小売店舗立地法第四条
に基づく指針を勘案し、総合的に判
断して、意見なしとする。

ア 概要

イ 意見の通知日 令和二年十月七日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振
興課(新宿区西新宿二丁目八番一

四 縦覧期間

令和二年十月二十日から同年十一月
二十日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例(平成元年東京都条例
第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

